

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

陸上貨物運送事業の労働災害防止にご協力をお願いします ～荷役ガイドラインに基づく措置の徹底～

陸上貨物運送事業における年別休業4日以上之死傷災害・死亡災害発生状況 (東京労働局管内)

<資料>死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ 令和2年以降は新型コロナウイルスり患を除く。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死傷者数 (休業4日以上)	1070人	981人	1075人	1077人	1098人
死亡者数	6人	5人	2人	4人	2人

荷役ガイドラインと荷主の責務について

全国の陸上貨物運送事業における労働災害の内訳を見ると、**荷役作業時の労働災害は約70%**となっており、また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、**約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場**となっています。

厚生労働省では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役ガイドライン」）」を策定し、荷役作業における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業の事業者（以下「陸運事業者」）のみならず、荷主等の事業者においても、実施すべき事項を示しています。

荷役ガイドラインでは、「**荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。**」と定めていることから、荷主等の皆様も、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運事業者との連携が求められています。

また、荷主等の構内において、陸運事業者の労働者の荷役作業中に、労働災害が発生した場合には、民法等の規定に基づき、荷主等が損害賠償責任を負う場合もあります。

つきましては、裏面の「【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト」を活用の上、荷主等の構内における労働災害防止にご協力をお願いします。

荷役ガイドラインの内容や陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組については、東京労働局HP内の「陸上貨物運送事業の安全衛生対策」をご確認ください。



長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

長時間労働や過労運転の要因となる**長時間の荷待ち**を発生させないように努めましょう。

取組事例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



トラック運転者の労働時間
改善に向けた荷主等への対策
(厚生労働省HP)



自動車運転者の長時間労働
改善に向けたポータルサイト
(厚生労働省HP)

本リーフレットの内容のお問い合わせは、東京労働局 労働基準部 安全課 (☎ 03-3512-1615) までお願いします。

東京労働局・労働基準監督署



トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

(2024.6)

【荷主等向け】荷役ガイドラインチェックリスト

陸上貨物運送事業における労働災害の約65%が荷役作業中に発生しており、そのうち約70%が荷主等（「荷主、配送先、元請事業者等」をいう。）の事業場において発生しています。荷役作業場所を提供する荷主等の皆様におかれましては、このチェックリストを活用して運送契約の内容や荷役作業場所等を点検し、作業場所の改善、作業員への指導等、労働災害防止に取り組んでください。

取組事項	チェック項目	対応状況	解説
荷役作業の契約に当たって	荷の積卸し作業を含めた運送契約では		<ul style="list-style-type: none"> ・荷主等と運送業者との間で、あらかじめ役割分担を明確（運送引受書の発送）にし、事前通知のない荷役作業は行わせないこと。 ・荷主から陸運事業者に、陸運事業者からドライバー等に対し、荷役作業に関する情報が伝達されているか確認すること。
	①荷主、陸運事業者のどちらが行うのか明確にしているか		
	②陸運事業者のドライバーに作業内容や作業方法が伝達されているか		
	③安全な作業方法の確立等を陸運事業者と協議する場が設けられているか		
荷役作業に用いる機械、用具について	荷の積卸し作業に		<ul style="list-style-type: none"> ・貸与する場合は、検査、点検等により異常がないこと、運転者が有資格者であることを確認すること。 ・ロールボックスパレットについて、最大積載重量を表示し、これを超えて積載しないこと。定期的に不具合の有無を点検し、不具合が補修するまでの間使用させないこと。また、陸運事業者から不具合等の報告があったときは、対応を協議すること。
	①フォークリフト、クレーン等を使用するか		
	②ロールボックスパレット等を使用するか		
	③台車等を使用するか		
荷役作業を行う場所について（その1：基本的事項（転倒防止の対策を含む。））	荷の積卸し作業を行う場所は		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役運搬機械と人が接触することのないよう、通路を分けること。 ・照度や通気・換気に配慮すること。
	①安全通路の確保等通行人が作業場所へ立ち入ることはないか		
	②荷役運搬機械や荷役用具等を使用するために必要な広さか		
	③整理整頓、床の凹凸の解消、床の防滑対策を実施しているか		
	④明るい場所か、障害物による死角部分はないか、雨風が当たらない場所か		
	⑤複数の陸運事業者が混在する場合に、作業間の連絡調整を行っているか		
荷役作業を行う場所について（その2：特に墜落防止のための設備対策）	トラックの荷台からの墜落防止のために		<ul style="list-style-type: none"> ・トラック荷台からの墜落災害が多く発生していることから、できるだけこれらの項目にあげたような対策を講じることが望まれる。
	①荷台との間に隙間や段差のないプラットフォームはあるか		
	②荷台の周囲に仮設の作業床（移動式プラットフォーム等）を用意しているか		
	③親綱やフック等墜落制止用器具を取り付けるための設備はあるか		
	④荷の上や荷台への昇降設備（昇降階段、踏み台等）を用意してあるか		
作業員の服装について	荷の積卸し作業を行う者は		<ul style="list-style-type: none"> ・保護帽は飛来落下物用かつ墜落・転落防止用のものを着用すること。 ・作業場所に合せて、耐滑性（すべり防止）、屈曲性（しなやかで運動性が高い）のある安全靴を着用すること。 ・荷やロールボックスパレット等へのはさまれを防止するため防護手袋を着用すること。
	①保護帽を着用しているか		
	②安全靴を着用しているか		
	③防護手袋を着用しているか		
荷台への昇降方法について	トラックの荷台への昇降時に		<ul style="list-style-type: none"> ・昇降設備は、手すり付きのものが望ましいこと。 ・3点確保：手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと。運転席への乗降においても、3点確保を実行すること。
	①昇降設備を使用しているか		
	②乗降グリップを使用する等3点確保を実行しているか		
荷台での作業方法について	トラックの荷台での作業時に		<ul style="list-style-type: none"> ・陸運事業者のドライバーの不適切な作業については、現場の荷役作業担当者等による指導を徹底すること。
	①不安定な荷の上を移動していないか		
	②ラッピング、ラベル貼り等の作業を荷や荷台上で行っていないか		
	③墜落制止用器具を使用しているか		
	④荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していないか		
	⑤荷台のあおりに乗って作業を行っていないか		
	⑥荷台上の作業員が、フォークリフトや荷に挟まれるおそれはないか		
	⑦テールゲートリフターの操作中、荷とともに荷台上へ昇降していないか		